

ヲ斯スベク本月十五日本要求書ヲ書道郵便ノ以テ
石炭商企業組合ニ送附シ本月廿日返ニ回答スル
タリ
然ルニ石炭商同業組合側ハ理由ナク
取合ハレ馬場正金盟会ハ本月廿日評議會
開催レ此際懇懇的ニ石炭商組合委員等
戸別訪問ヲ為レ同請ヲ承ルニ石炭商同業組合
廿六日ヨリ本行動ニ移レリ引續キ委員等
主側ノ意見意思外ニ鞏固ニ本要求ヲ守
レラセシメ石炭商同業組合委員等
高率ナル取組地方ニ迫船スルノ意見
迫ラ相当地子ヲ為スルニ
右及申(通)報候也
申(通)報光
内閣社会省事務局長殿
大正十三年二月六日

特高秘第三〇八號
大正十三年二月六日

福岡縣知事

11.2.00 95 71

解船運賃値上問題解決ニ関スル件

管下若松解船運賃値上問題招頭ニ関シテハ客月廿
九日特高秘第一六八號ヲ以テ申(通)報ノ所石炭商左
業組合側ノ態度強固ナル為解船年同盟会ニ於テ
二月五日解取扱業組合ニ無條件一任セシメ以テ全組合
委員ハ今日午前十時ヨリ石炭商同業組合側委員ト
協議ノ結果本要求ヲ無條件ニ撤回スルコトニ纏ヒ
事解決セリ
右及申(通)報候也